空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第39条　（略）

第44条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(5)　第39条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

空港法施行規則抜粋

（権限の委任）

第21条

２　前項に規定するもののほか、法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

(6)　法第39条第２項の規定による権限

３　前項第５号及び第６号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、航空法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。

（航空法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

２　航空法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表の改正前欄及び改正後欄の航空法施行規則目次中「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章　（略）」を「第十三章　（略）」に改め、同表改正後欄の航空法施行規則第五条の五第一号、第十六条の四第一号ロ、第十六条の七第一項第三号及び第六十一条第二項中「第十章」を「第十一章」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の十四第二項中「第二十九号の五様式」を「第二十九号の七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の二十六中「第二十九号の七様式」を「第二十九号の九様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の三十九中「第二十九号の九様式」を「第二十九号の十一様式」に改め、同欄の航空法施行規則中「第二十九号の十一様式」を「第二十九号の十二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の六十六第一項第一号中「第二十九号の十様式」を「第二十九号の十二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の三十六第一項第一号中「第二十九号の十一様式」を「第二十九号の十三様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の五十七第一項第一号及び第二百三十六条の六十六第一項第一号中「第二十九号の十二様式」を「第二十九号の十四様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の七十第一項第一号中「第二十九号の十三様式」を「第二十九号の十五様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の七十三第一項第一号中「第二十九号の十四様式」を「第二十九号の十六様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の七十四第一項第一号中「第二十九号の十五様式」を「第二十九号の十七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の七十五第一項第一号中「第二十九号の十六様式」を「第二十九号の十八様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の七十六第一項第一号中「第二十九号の十七様式」を「第二十九号の十九様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の七十七第一項第一号中「第二十九号の十八様式」を「第二十九号の二十様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の七十八第一項第一号中「第二十九号の十九様式」を「第二十九号の二十一様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の七十九第一項第一号中「第二十九号の二十様式」を「第二十九号の二十二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の八十第一項第一号中「第二十九号の二十一様式」を「第二十九号の二十三様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の八十一第一項第一号中「第二十九号の二十二様式」を「第二十九号の二十四様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の八十二第一項第一号中「第二十九号の二十三様式」を「第二十九号の二十五様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の八十三第一項第一号中「第二十九号の二十四様式」を「第二十九号の二十六様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の八十四第一項第一号中「第二十九号の二十五様式」を「第二十九号の二十七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の八十五第一項第一号中「第二十九号の二十六様式」を「第二十九号の二十八様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の八十六第一項第一号中「第二十九号の二十七様式」を「第二十九号の二十九様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の八十七第一項第一号中「第二十九号の二十八様式」を「第二十九号の三十様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の八十八第一項第一号中「第二十九号の二十九様式」を「第二十九号の三十一様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の八十九第一項第一号中「第二十九号の三十様式」を「第二十九号の三十二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の九十第一項第一号中「第二十九号の三十一様式」を「第二十九号の三十三様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の九十一第一項第一号中「第二十九号の三十二様式」を「第二十九号の三十四様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の九十二第一項第一号中「第二十九号の三十三様式」を「第二十九号の三十五様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の九十三第一項第一号中「第二十九号の三十四様式」を「第二十九号の三十六様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の九十四第一項第一号中「第二十九号の三十五様式」を「第二十九号の三十七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の九十五第一項第一号中「第二十九号の三十六様式」を「第二十九号の三十八様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の九十六第一項第一号中「第二十九号の三十七様式」を「第二十九号の三十九様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の九十七第一項第一号中「第二十九号の三十八様式」を「第二十九号の四十様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の九十八第一項第一号中「第二十九号の三十九様式」を「第二十九号の四十一様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の九十九第一項第一号中「第二十九号の四十様式」を「第二十九号の四十二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百第一項第一号中「第二十九号の四十一様式」を「第二十九号の四十三様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百一第一項第一号中「第二十九号の四十二様式」を「第二十九号の四十四様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二第一項第一号中「第二十九号の四十三様式」を「第二十九号の四十五様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三第一項第一号中「第二十九号の四十四様式」を「第二十九号の四十六様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四第一項第一号中「第二十九号の四十五様式」を「第二十九号の四十七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五第一項第一号中「第二十九号の四十六様式」を「第二十九号の四十八様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百六第一項第一号中「第二十九号の四十七様式」を「第二十九号の四十九様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百七第一項第一号中「第二十九号の四十八様式」を「第二十九号の五十様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百八第一項第一号中「第二十九号の四十九様式」を「第二十九号の五十一様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百九第一項第一号中「第二十九号の五十様式」を「第二十九号の五十二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百十第一項第一号中「第二十九号の五十一様式」を「第二十九号の五十三様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百十一第一項第一号中「第二十九号の五十二様式」を「第二十九号の五十四様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百十二第一項第一号中「第二十九号の五十三様式」を「第二十九号の五十五様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百十三第一項第一号中「第二十九号の五十四様式」を「第二十九号の五十六様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百十四第一項第一号中「第二十九号の五十五様式」を「第二十九号の五十七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百十五第一項第一号中「第二十九号の五十六様式」を「第二十九号の五十八様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百十六第一項第一号中「第二十九号の五十七様式」を「第二十九号の五十九様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百十七第一項第一号中「第二十九号の五十八様式」を「第二十九号の六十様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百十八第一項第一号中「第二十九号の五十九様式」を「第二十九号の六十一様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百十九第一項第一号中「第二十九号の六十様式」を「第二十九号の六十二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二十第一項第一号中「第二十九号の六十一様式」を「第二十九号の六十三様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二十一第一項第一号中「第二十九号の六十二様式」を「第二十九号の六十四様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二十二第一項第一号中「第二十九号の六十三様式」を「第二十九号の六十五様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二十三第一項第一号中「第二十九号の六十四様式」を「第二十九号の六十六様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二十四第一項第一号中「第二十九号の六十五様式」を「第二十九号の六十七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二十五第一項第一号中「第二十九号の六十六様式」を「第二十九号の六十八様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二十六第一項第一号中「第二十九号の六十七様式」を「第二十九号の六十九様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二十七第一項第一号中「第二十九号の六十八様式」を「第二十九号の七十様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二十八第一項第一号中「第二十九号の六十九様式」を「第二十九号の七十一様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百二十九第一項第一号中「第二十九号の七十様式」を「第二十九号の七十二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三十第一項第一号中「第二十九号の七十一様式」を「第二十九号の七十三様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三十一第一項第一号中「第二十九号の七十二様式」を「第二十九号の七十四様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三十二第一項第一号中「第二十九号の七十三様式」を「第二十九号の七十五様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三十三第一項第一号中「第二十九号の七十四様式」を「第二十九号の七十六様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三十四第一項第一号中「第二十九号の七十五様式」を「第二十九号の七十七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三十五第一項第一号中「第二十九号の七十六様式」を「第二十九号の七十八様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三十六第一項第一号中「第二十九号の七十七様式」を「第二十九号の七十九様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三十七第一項第一号中「第二十九号の七十八様式」を「第二十九号の八十様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三十八第一項第一号中「第二十九号の七十九様式」を「第二十九号の八十一様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百三十九第一項第一号中「第二十九号の八十様式」を「第二十九号の八十二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四十第一項第一号中「第二十九号の八十一様式」を「第二十九号の八十三様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四十一第一項第一号中「第二十九号の八十二様式」を「第二十九号の八十四様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四十二第一項第一号中「第二十九号の八十三様式」を「第二十九号の八十五様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四十三第一項第一号中「第二十九号の八十四様式」を「第二十九号の八十六様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四十四第一項第一号中「第二十九号の八十五様式」を「第二十九号の八十七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四十五第一項第一号中「第二十九号の八十六様式」を「第二十九号の八十八様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四十六第一項第一号中「第二十九号の八十七様式」を「第二十九号の八十九様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四十七第一項第一号中「第二十九号の八十八様式」を「第二十九号の九十様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四十八第一項第一号中「第二十九号の八十九様式」を「第二十九号の九十一様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百四十九第一項第一号中「第二十九号の九十様式」を「第二十九号の九十二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五十第一項第一号中「第二十九号の九十一様式」を「第二十九号の九十三様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五十一第一項第一号中「第二十九号の九十二様式」を「第二十九号の九十四様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五十二第一項第一号中「第二十九号の九十三様式」を「第二十九号の九十五様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五十三第一項第一号中「第二十九号の九十四様式」を「第二十九号の九十六様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五十四第一項第一号中「第二十九号の九十五様式」を「第二十九号の九十七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五十五第一項第一号中「第二十九号の九十六様式」を「第二十九号の九十八様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五十六第一項第一号中「第二十九号の九十七様式」を「第二十九号の九十九様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五十七第一項第一号中「第二十九号の九十八様式」を「第二十九号の百様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五十八第一項第一号中「第二十九号の九十九様式」を「第二十九号の百一様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百五十九第一項第一号中「第二十九号の百様式」を「第二十九号の百二様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百六十第一項第一号中「第二十九号の百一様式」を「第二十九号の百三様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百六十一第一項第一号中「第二十九号の百二様式」を「第二十九号の百四様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百六十二第一項第一号中「第二十九号の百三様式」を「第二十九号の百五様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百六十三第一項第一号中「第二十九号の百四様式」を「第二十九号の百六様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百六十四第一項第一号中「第二十九号の百五様式」を「第二十九号の百七様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百六十五第一項第一号中「第二十九号の百六様式」を「第二十九号の百八様式」に改め、同欄の航空法施行規則第二百三十六条の百六十六第一項第一号中「第二十九号の百七様式」を「第二十九号の百九様式」に、「第29号の７様式」を「第29号の８様式」に、「第29号の８様式」を「第29号の９様式」に、「第29号の９様式」を「第29号の10様式」に、「第29号の10様式」を「第29号の11様式」に、「第29号の11様式」を「第29号の12様式」に改める。

○防衛省令第十三号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において読み替えて準用する同法第一条第二号の規定に基づき、防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月一日

防衛大臣　浜田　靖一

防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表（第二条関係）	
所在地	官署
新潟県上越市南城町三の七の一	高田駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊

改正前	
別表（第二条関係）	
所在地	官署
新潟県上越市南城町三の七の一	高田駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊
新潟県上越市本町六の一の二三	新潟地方協力本部高田地域事務所

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第32条　（略）

第37条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(5)　第32条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

空港法施行規則抜粋

第17条　法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

(5)　法第32条第２項の規定による権限

２　前項第４号及び第５号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。